

田原市エコエネルギー導入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市環境基本条例（平成8年田原町条例第18号）第10条の規定に基づき、市民等のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続可能な地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、田原市内に太陽光発電システムを設置した者又は個人用低公害車を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 住宅や事業所の屋根等の設置に適し、太陽電池で発電した電力を配電線と連系する設備で、電力会社と電灯契約を締結した設備をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 太陽光発電システムのうち住宅の屋根等に設置され、低圧配電線と逆潮流有りで連系する設備をいう。
- (3) 事業所用太陽光発電システム 太陽光発電システムのうち事業所の屋根等に設置され、低圧配電線又は高圧配電線と連系する設備をいう。
- (4) 個人用低公害車 事業用に使用するもの以外の電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車のうち、二輪及び三輪を除くものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、別表1に掲げる要件を満たし、市税等の滞納がない者とする。

- 2 事業用に使用する低公害車を購入した者に対する補助については、「田原市事業用低公害車普及促進補助金交付要綱」に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 太陽光発電システムについては、太陽電池モジュールの最大出力1キロワット当たり6万円に、対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワット表示とし、小数点以下2位未満は、切り捨てる。）を乗じて得た額とする。ただし、補助対象経費（消費税込み）の3分の1以内とし、1世帯又は1事業所当たり24万円を限度とする。
- (2) 個人用低公害車については、車両本体価格（消費税込み）に100分の

5 を乗じて得た額とし、5 万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の対象数は、次に掲げる数とする。
 - (1) 住宅用太陽光発電システムについては、原則として1世帯につき1システムとする。
 - (2) 事業所用太陽光発電システムについては、原則として1事業所につき1システムとする。
 - (3) 個人用低公害車については、原則として1年度につき、1世帯当たり1台とする。

(交付申請)

第5条 申請の方法は次に掲げる方法とする。

- (1) 太陽光発電システム設置補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に申請をしなければならない。
 - (2) 個人用低公害車購入費補助金の交付を受けようとする者は、新車登録が完了し、支払いが完了した日から起算して30日以内に申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、田原市エコエネルギー導入等補助金交付申請書（様式第1号）に、それぞれ別表2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、田原市エコエネルギー導入等補助金交付決定通知書（様式第2号）又は田原市エコエネルギー導入等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者は、補助金交付決定日以降に補助対象事業の工事を着手することができる。

(計画変更の申請)

- 第7条 申請者は、やむを得ない理由により補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、田原市エコエネルギー導入等補助金変更等申請書（様式第4号）を提出し、承認を得なければならない。

(計画変更の承認)

- 第8条 市長は、田原市エコエネルギー導入等補助金変更等申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、田原市エコ

エネルギー導入等補助金変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（完了届の提出）

第9条 第6条の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市エコエネルギー導入等補助金完了届（様式第6号）に別表2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、個人用低公害車購入費補助金については田原市エコエネルギー導入等補助金交付申請書（様式第1号）をもって完了届とみなすものとする。

（補助金交付の確定）

第10条 市長は、田原市エコエネルギー導入等補助金完了届を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、田原市エコエネルギー導入等補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知し、補助金の額を確定するものとする。ただし、個人用低公害車購入費補助金については、第6条の交付決定の通知をもって補助金の額を確定するものとする。

（請求書の提出及び補助金の交付）

第11条 前条の補助金交付の確定通知書を受けた者は、田原市エコエネルギー導入等補助金請求書（様式第8号）を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、個人用低公害車購入費補助金については第6条の交付決定通知書を受けた者とする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、田原市エコエネルギー導入等補助金取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があ

るときは、その者から交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(返還金利息)

第14条 前条の規定により補助金の返還を命じられた者は、納付期日から返還日までの日数に応じ、その額に14.6パーセントの年利率で計算した利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、田原市補助金交付要綱に定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 田原市環境保全推進事業補助金交付要綱（太陽光発電施設、太陽熱利用施設、高効率給湯器、低公害車）は、平成18年3月31日付けで廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

補助対象事業の区分	補助対象者の要件	補助対象の内容
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の(1)又は(2)のどちらかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内の住宅に太陽光発電システムを設置しようとする者で市内に住所を有し、現に居住している者又は居住しようとする者（店舗兼併用住宅を含む） (2) 市内にある太陽光発電システム付き建売住宅を購入し、居住しようとする者 2 当該年度末までに太陽光発電システムの設置工事が終了し、補助対象事業を完了することが確実な者 3 たはらエコチャレンジ宣言に登録している者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電システム（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、工事に関する費用） 2 未使用品であること
事業所用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の事業所の屋根等に太陽光発電システムを設置しようとする事業者 2 当該年度末までに太陽光発電システムの設置工事が終了し、補助対象事業を完了することが確実な事業者 3 たはらエコチャレンジ宣言に登録している事業者 	
個人用低公害車	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条の規定による登録が初めて行われ、自ら使用する目的で低公害車を購入する者で、新車登録をする時点において1年以上田原市内に居住している者。 2 自動車検査証に記載された所有者（所有者と使用者が異なる場合は、使用者）として記載されている者。 3 たはらエコチャレンジ宣言に登録している者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両本体に係る費用 2 新規登録車であること

別表 2 (第 5 条関係・第 9 条関係)

交付申請及び完了届に添付する書類

補助対象事業の 区 分	交付申請 (様式第 1 号)	完了届 (様式第 6 号)
住宅用太陽光発電システム	(1) 設置計画書 (様式第 10 号) (2) 見積書の写し※ 1 (3) 設置事業費の内訳書 (様式第 11 号) (4) 設置予定場所のカラー写真	(1) 支払いを証する書面 (領収書及び内訳書の写し等) (2) 電力会社と電灯契約を締結したことを証する書面の写し (3) 太陽電池モジュール製造番号及び出力特性表 (様式第 12 号) ※ 2 (4) 事業の完了を証する書類 (設置後のカラー写真) ※ 3 (5) 設置場所の住宅案内図 (6) その他市長が必要と認める書類
事業所用太陽光発電システム	(1) 設置計画書 (様式第 10 号) (2) 見積書の写し※ 1 (3) 設置事業費の内訳書 (様式第 11 号) (4) 設置予定場所のカラー写真 (5) 登記簿の写し	
個人用低公害車	(1) 自動車検査証の写し (2) 車両購入に係る領収書の写し等 (3) 車両本体価格が記入されたものの写し	

※ 1 補助対象経費の内訳が明確でない場合は、併せてこれを確認できる書類

※ 2 製造業者が作成した書類がある場合は、これに代えることができる

※ 3 補助対象システム設置住宅等の全体写真、太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真、系統連系保護装置、接続箱、電力計及び余剰電力販売用電力計装置等の写真

様式第1号（第5条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
交付申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所	〒	-
氏名（署名）		
電話		

平成23年度田原市エコエネルギー導入等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助対象事業の区分 (いずれかに○)	1 住宅用太陽光発電システム 2 事業所用太陽光発電システム 3 個人用低公害車	
種類、規模		
補助対象経費の総額 (低公害車の場合は 車両本体価格)	円(税込)	
補助金交付申請額	円	
事業期間	太陽光発電施設	工事着工予定 平成 年 月 日 工事完了予定 平成 年 月 日
	低公害車	新車登録 平成 年 月 日 支払完了 平成 年 月 日

太陽光発電システム設置の場合は、以下も記入してください。

設置区分 (いずれかに○)	1 既築 2 新築 3 建売
設置場所の住所 (申請者住所と異なる 場合に記入)	田原市

【注意事項】

- ※1 市税等の滞納がある場合は、補助金を受けることができません。
- ※2 たはらエコチャレンジ宣言に登録していない場合は、補助金を受けることができません。
- ※3 太陽光発電システム設置補助金については、工事着工前に申請書を提出してください。
- ※4 低公害車購入費補助金については、新車登録が完了し、かつ、支払が完了した日から30日以内に申請書を提出してください。

様式第2号（第6条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
交付決定通知書

23田エコ第 号
平成 年 月 日

様

田原市長 印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった田原市エコエネルギー導入等補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の区分 _____
- 2 種類、規模 _____
- 3 補助対象経費の総額（税込） 金 _____ 円
- 4 補助金交付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第6条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
不交付決定通知書

23田エコ第 号
平成 年 月 日

様

田原市長 印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった田原市エコエネルギー導入等補助金については、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の区分 _____
- 2 種類、規模 _____
- 3 補助金不交付の理由 _____

No.	
-----	--

様式第4号（第7条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金 変更等申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所	〒 -
氏名（署名）	
電話	

平成 年 月 日付け23田エコ第 号により、補助金交付決定通知を受けた田原市エコエネルギー導入等補助金について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

補助対象事業 の区分 (いずれかに○)	1 住宅用太陽光発電システム 2 事業所用太陽光発電システム
変更等の内容	
変更等の理由	

【注意事項】

※ 変更等の内容に関連する書類があれば添付してください。

様式第5号（第8条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
変更承認通知書

23 田エコ第 号
平成 年 月 日

様

田原市長 印

田原市エコエネルギー導入等補助金については、下記のとおり変更することを承認したので通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

No.	
-----	--

様式第6号（第9条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
完了届

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所 (設置場所)	〒 -
氏名(署名)	
電話	

平成 年 月 日付け23田エコ第 号をもって、補助金交付決定のあった田原市エコエネルギー導入等補助金対象事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

補助対象事業 の区分 (いずれかに○)	1 住宅用太陽光発電システム 2 事業所用太陽光発電システム
設置区分 (いずれかに○)	1 既築 2 新築 3 建売
補助対象事業の 設備の規模	モジュール最大出力 k W
補助対象経費の総額	円 (税込)
補助金交付決定額	円

【注意事項】

- ※1 市税等の滞納がある場合は、補助金を受けることができません。
- ※2 たはらエコチャレンジ宣言に登録していない場合は、補助金を受けることができません。
- ※3 補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

様式第7号（第10条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
交付確定通知書

23 田エコ第 号
平成 年 月 日

様

田原市長 印

平成 年 月 日付けで完了届のあった田原市エコエネルギー導入等補助金については、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の区分 _____
- 2 補助対象事業の設備の規模 _____
- 3 補助対象経費の総額（税込み） 金 _____ 円
- 4 補助金交付確定額 金 _____ 円
- 5 補助金の交付条件

市が今後実施する調査及び報告に協力すること。

No.

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

**田原市エコエネルギー導入等補助金
請求書**

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所	〒 -
氏名 (署名)	⑩
電話	

平成 2 3 年度田原市エコエネルギー導入等補助金を、下記のとおり請求します。

補助対象事業 の区分 (いずれかに○)	1 住宅用太陽光発電システム 2 事業所用太陽光発電システム 3 個人用低公害車	
補助金請求額	円	
補助金振込先	金融機関名	
	本支店名	
	預金種別	普通・当座・()
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第9号（第12条関係）

田原市エコエネルギー導入等補助金
取消通知書

23田エコ第 号
平成 年 月 日

様

田原市長 印

平成 年 月 日付け23田エコ第 号をもって交付決定をした田原市エコエネルギー導入等補助金については、下記のとおり取消しを決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の区分 _____
- 2 種類、規模 _____
- 3 取消しの理由 _____

太陽光発電システム設置計画書

申請者 氏名		補助対象システムの区分 (いずれかに○)	1 住宅用 2 事業所用
-----------	--	-------------------------	--------------

太陽電池モジュール													メーカー名					
型式名 ※左詰めで記入													公称最大出力		数量		最大出力の合計	
①													W	×	枚	=	W	
②													W	×	枚	=	W	
③													W	×	枚	=	W	
モジュール最大出力（合計）※小数点以下第3位を切り捨て													kW					

太陽光発電システムの配置図及び系統図 ※スペースが足りない場合は別紙で添付してください

設置事業費の内訳書

申請者氏名:

総事業費					補助対象経費					
項 目	金 額				項 目	金 額				備 考
太陽光発電システム一式					太陽電池モジュール					
					架台					
					接続箱					
					直流側開閉器					
					インバータ保護装置					
					発生電力計					
					余剰電力販売用電力計					
					配線・配線器具の購入・据付					
					工事に関する費用					
小 計					小 計					
消費税					消費税					
合 計					合 計					

【注意事項】

- 注 1) 「総事業費」…契約した工事（購入）金額を一括して記入してください。
- 注 2) 「補助対象経費」…あげられた項目ごとに見積書内訳から転記して記入してください。
- 注 3) 右詰で記入してください。
- 注 4) 他の項目と一括の金額となる場合は、備考欄にその旨を記入してください。
- 注 5) その他の経費（バッテリー、ソーラー給湯システム、施行試験立会費、申請手続き費等）は、補助対象ではないので、「補助対象経費」へ計上しないでください。

太陽電池モジュール製造番号及び出力特性表

申請者 氏名		モジュール最大出力[kW]		.	
太陽電池モジュール型式（左詰で記入）					規定値(JIS) 公称最大出力[W]
					.
番号	製造番号（左詰で記入）（英字は大文字で記入）				測定値 最大出力[W]
1					.
2					.
3					.
4					.
5					.
6					.
7					.
8					.
9					.
10					.
11					.
12					.
13					.
14					.
15					.
16					.
17					.
18					.
19					.
20					.
21					.
22					.
23					.
24					.
25					.

- 注1) 太陽電池モジュールが25枚を越える場合は、複数枚に渡り記入してください。
 注2) 2種類以上の型式の太陽電池モジュールを取り付けた場合は、型式毎に複数枚に渡り記入してください。
 注3) 製造業者が作成した書類がある場合は、これに代えることができます。